

持続化給付金給付規程（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け）

（通則）

第1条 持続化給付金（以下「給付金」という。）の給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする。

（事務局の設置）

第3条 中小企業庁は、前条の目的を達成するため、持続化給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付対象者）

第4条 給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、個人事業者等であって、持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）第4条第1項第1号に定める事業収入を得ていないため、持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）による給付対象者とならない場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- 一 2019年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており（確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるもの（以下「年間業務委託契約等収入」という。）が、他のいずれの収入（確定申告書第一表における「収入金額等」及び当該確定申告書第一表と同年分の確定申告書第三表における「収入金額」のそれぞれの所得区分（税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。）の収入欄に記載される収入金額（ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。）をいう。）も下回らないことをいう。）、今後も事業を継続する意思があること
  - 二 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年の月平均の業務委託契約等収入（2019年の年間業務委託契約等収入の金額を12（第11条第2項第1号に該当する場合であって、別表3の1の項の証拠書類等の特例を用いる場合にあっては、2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。））で除したものをいう。以下同じ。）と比較して、業務委託契約等収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月の間で、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、月間の業務委託契約等収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の業務委託契約等収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。
  - 三 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないこと。
- 2 第11条第1項第1号の規定に基づき、税理士の確認を受けた様式3に定める「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」を用いる場合にあっては、前項に定める確定申告書におけるそれぞれの収入金額は、当該申立書に記載されたそれぞれの収入金額で代替するものとする。
- 3 第11条第1項第2号又は第3号の規定に基づき、市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合にあっては、第1項に定める確定申告書におけるそれぞれの収入金額は、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）におけるそれぞれの収入金額の相当するもので代替するものとする。

（給付額）

第5条 給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、2019年の年間業務委託契約等収入から対象月の業務委託契約等収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。

（給付申請）

第6条 給付金の申請期間は、令和2年6月29日から、令和3年1月15日までとする。

- 2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、事務局に対し行うものとする。当該方法を用いることが困難な申請者は、事務局が全国に設置する支援場所において、申請の支援を受けることができる。
- 3 申請者は、次に掲げる情報（以下「基本情報」という。）を事務局に提出すること。
  - 一 屋号・雅号がある場合にあつては、屋号・雅号
  - 二 業種
  - 三 申請者住所
  - 四 申請者氏名
  - 五 生年月日
  - 六 連絡先
  - 七 年間業務委託契約等収入（売上）及び収入に関する情報
  - 八 対象月
  - 九 対象月の業務委託契約等収入
  - 十 申請者本人名義の振込先口座に関する情報
- 4 前項の申請にあつては、次に掲げる書類等のデータ（以下「証拠書類等」という。）を事務局に提出すること。
  - 一 2019年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を提出することで代替することができる。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控えを用いることができる。なお、收受日付印等が存在せず、「納税証明書（その2所得金額用）」による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに收受日付印がある場合よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。以下同じ。）
  - 二 対象月の業務委託契約等収入がわかるもの
  - 三 別表1に定める業務委託契約等収入があることを示す書類
  - 四 申請者本人名義の国民健康保険証の写し（有効期限内であり、かつ、資格取得の日が2019年以前のものに限る。）
  - 五 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
  - 六 別表2に定める本人確認書類
  - 七 その他事務局が必要と認める書類

#### （宣誓事項）

第7条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

- 一 第4条の要件を満たしていること
- 二 前条第3項の基本情報及び第4項の証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと
- 三 給付額の算定に当たって用いる業務委託契約等収入の金額について、個人事業者等としての事業活動以外からの収入が含まれていないこと
- 四 次条の不給付要件に該当しないこと
- 五 事務局及び中小企業庁長官（以下「長官」という。）の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 六 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があつた場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第10条の規定に従い給付金の返還等を行うこと
- 七 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- 八 本規程に従うこと

#### （不給付要件）

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- 一 次条第2項第5号の給付通知を受け取った者
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- 三 宗教上の組織若しくは団体

- 四 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的から適切でないとして長官が判断する者
- 2 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、不給付通知を事務局から送付する。

(給付金の給付)

第9条 給付金は、申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約である。

- 2 給付金の給付は、事務局を通じ、次の各号により行う。
- 一 申請者は、事務局との間で、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額全額を申請者に支払う旨の受領委任契約を締結する。
  - 二 長官は、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して給付金を支払う。
  - 三 長官は、給付金の支払いに当たり、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して概算払を行う。そのため、事務局は、申請者から申請を受けた件数等及び振込先の金融機関名等の情報を長官に様式1により報告する。その際、申請者の代理で受領する旨もあわせて報告する。
  - 四 長官は、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。
  - 五 事務局は、受領委任契約に基づき、給付決定額全額を申請者の銀行口座に速やかに振り込む。あわせて、給付通知を申請者に対して送付する。
  - 六 事務局は、概算払の精算として、申請者への支払に要しなかった金額等を様式2により長官に報告の上、返還等する。
- 3 事務局は、前項の経理を行うにあたっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(給付金に係る不正受給等への対応)

第10条 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合は、長官は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

- 一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び長官が委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。
  - 二 事務局は、調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、その旨を長官に報告する。長官は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、事務局は、長官の指示に従い、当該申請者に対し、給付金に係る長官との間の贈与契約を解除し、給付金の返還に係る通知を行う。
- 2 給付金の不正受給に該当することが疑われる場合は、長官は、事務局を通じ、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。
- 一 不正受給を行った申請者は、前項第2号の給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。
  - 二 不正受給が発覚した場合には、事務局は原則として申請者の屋号・雅号・氏名等の公表を行う。
  - 三 事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告発する。
- 3 事務局は、申請者から返還を受けた給付金を、申請者に代わって遅滞なく長官に返還する。
- 4 給付金は、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、給付・不給付の決定、贈与契約の解除については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、不正受給による不給付決定又は贈与契約の解除に対し、申請者等から不服の申出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

(証拠書類等、給付額の算定式及び証拠書類等の特例)

第11条 第6条第4項第1号の証拠書類等について、次の各号に掲げる場合にはそれぞれ、次の各号に掲げる書類で代替することができる。

- 一 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、2019年の所得税の確定申告の義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために提出できない場合 税理士の確認を受けた様式3に定める確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書
- 二 前号に定める場合を除き、2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合 2019年分の住民税の申告書類の控え
- 三 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、2019年分の所得税の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合 2018年分の確定申告書類の控え又は2018年分の住

民税の申告書類の控え（この場合にあつては、第5条の給付額の算定に際しては、2018年の年間業務委託契約等収入を用いるものとする。）

2 第5条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表2に定める証拠書類等を提出することで、別表3の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は100万円を超えないものとする。なお、別表2の1の項の証拠書類等の特例の欄中の第2号ハに掲げる書類を証拠書類等として提出する場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。

一 2019年1月から12月の間に開業した場合

二 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等<sup>1</sup>を有する場合

3 第6条第4項第4号の証拠書類等について、次の各号に掲げる場合にはそれぞれ、申請者本人に係る次の各号に掲げる書類で代替することができる。

一 申請者が、健康保険法第3条第4項に規定する任意継続被保険者である場合 申請者の加入する健康保険組合の健康保険証の写し並びに使用されなくなった適用事業所の発行する退職証明書若しくは雇用保険被保険者離職証明書（離職票）の写し

二 申請者が、後期高齢者医療被保険者証を保有している場合 後期高齢者医療被保険者証の写し

三 申請者が、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合の組合員であつて、雇用保険の被保険者ではない個人事業者等である場合 申請者が組合契約を結ぶ企業組合が、当該申請者が当該企業組合の組合員として事業に従事する個人事業等であつて、雇用保険の被保険者ではないことを証する書類（当該企業組合又は当該企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。）

（その他）

第12条 本規程による申請に伴い提出された連絡先等に、今後、経済産業省から各種支援策等の通知を行うことがある。

---

<sup>1</sup> 自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明（例：罹災証明書・被災証明書等）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

## 業務委託契約等収入があることを示す書類

第6条第4項第3号に定める業務委託契約等収入があることを示す書類は、第5条又は別表3の給付額の算定に用いられる年間業務委託契約等収入に係る次の各号に掲げる書類の中からいずれか二の書類（第2号に規定する源泉徴収票又は給与に係る支払の明細を示す書類を提出する場合にあっては、当該第2号に規定する源泉徴収票又は給与に係る支払の明細を示す書類及び第1号に規定する書類）を事務局に提出すること。ただし、当該業務委託契約等収入に係る業務委託契約等の全部又は一部が2019年（第5条又は別表3に定める給付額の算定に用いられる年間業務委託契約等収入が2019年以外のものである場合には、当該年間業務委託契約等収入に係る年。以下この別表において同じ。）中に履行がなされ、当該履行を踏まえて報酬等が支払われたものに限る。また、次の各号に掲げる書類が同一の業務委託契約等に係るものであることが、契約者（申請者の業務委託契約等収入に係る業務委託契約等を申請者との間で締結した者をいう。以下同じ。）又は支払者（申請者に対し、申請者の2019年の業務委託契約等収入に係る支払をした者をいう。以下同じ。）等の名称又は氏名等から判断できるものに限る。なお、当該業務委託契約等収入に係る業務委託契約等が2019年中に複数存在する場合には、そのいずれか一の業務委託契約等に係る書類を事務局に提出するものとする。

- 一 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書（以下「業務委託契約書等」という。）であって、契約者の署名又は記名押印のあるものの写し（ただし、業務委託契約書等の内容の確認等に時間を要し、給付までに通常よりも大幅に時間を要することがある場合があり、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。）又は申請者がその雇用者ではない者との間で業務委託契約等を締結したことを証する様式4に定める持続化給付金業務委託契約等契約申立書であって、申請者及び契約者の署名又は記名押印のあるもの
- 二 業務委託契約等に係る支払の内容を示す次のいずれかの書類（ただし、ハに掲げる書類を提出する場合には、内容の確認等に時間を要し、給付までに通常よりも大幅に時間を要することがある場合があり、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。）
  - イ 支払者の発行する支払調書（「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る。）の写し
  - ロ 支払者の発行する所得税法（昭和40年法律第33号）第226条第1項に規定する源泉徴収票（「給与所得の源泉徴収票」に限り、雇用契約に基づき雇用者から支払われる給与に係るものを除く。）の写し
  - ハ 支払者の発行する支払の明細を示す書類（支払者及び支払先の名称又は氏名、支払金額及び支払時期の記載があり、支払者の署名又は記名押印のあるものに限る。）の写し又はこれに相当するもの
- 三 業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し（申請者本人名義の通帳であることを示す箇所を含む頁及び業務委託契約等に係る振込があったことを示す箇所を含む頁（支払の日付及び支払者が記載されているものに限る。）の双方の写しを提出するものとし、業務委託契約等に係る振込があったことを示す箇所については枠囲い等によって該当箇所の識別を可能にしたものに限る。）

本人確認書類

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもの<sup>2</sup>で、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

- 一 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- 二 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 三 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 四 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- 五 上記一から四を保有していない場合、住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票の控え及び各種健康保険証の両方

---

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、更新期限の猶予等の措置が取られているものは、この限りではない。

別表3

項	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報の特例
一 2019年1月から12月の間に開業した場合	<p>2019年1月から12月の間に開業した場合であって、対象月の業務委託契約等収入が、2019年の月平均の業務委託契約等収入に比べて50%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例並びに右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等</p> <p>二 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</p> <p>ロ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2019年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p>	$A \div M \times 12 - B \times 12$ <p>A：2019年の年間業務委託契約等収入 M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。） B：対象月の業務委託契約等収入</p>
二 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の証拠書類等の特例並びに右の計算式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等（第6条第4項第1号イ又は同項第2号イについては、罹災証明書を受けた年の前年分に係るもの。）</p> <p>二 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p>	$A - B \times 12$ <p>A：罹災証明書を受けた年の前年の年間業務委託契約等収入 B：対象月の業務委託契約等収入</p>

(様式1)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

給付金に係る申請状況等報告書

持続化給付金給付規程第9条第2項第3号に基づき、上記給付金の申請状況等について下記のとおり報告するとともに、申請者を代理して給付金の支払を請求します。

なお、報告をした額については、概算払を請求します。

記

1. 請求件数、請求金額（算用数字を用いること。）

	請求件数	請求金額
中小法人等	件	円
個人事業者等	件	円
合計	件	円

2. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

上記により概算で支払われた給付金については、申請者の代理で受領したものであり、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、長官により決定された金額が、事務局から申請者に支払われる。

以上

(様式2)

年 月 日

官署支出官

中小企業庁長官 殿

事務局 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 印

給付金に係る申請状況等報告書

持続化給付金給付規程第9条第2項第6号に基づき、上記給付金の申請状況等について下記のとおり報告します。

なお、報告をした額については、同号に基づき国庫に返納することとします(※)。

記

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1. 委任を受けた件数                    | 件 |
| 2. 事務局が申請者に払い込んだ給付決定額          | 円 |
| 3. 長官から2.の申請者に対応する分として概算払を受けた額 | 円 |
| 4. 長官に返納すべき額(3. - 2.)          | 円 |

※なお書き以降について、精算払請求をする場合には「報告をした額については、同号に基づき精算払を請求します。」と記載することとする。

以上

(様式3)

確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

年 月 日

持続化給付金事務局 殿

持続化給付金給付規程（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け）第11条第1項第1号の規定に基づき、令和元年（2019年）の収入金額及び確定申告を要しないことについて、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

**注：令和元年（2019年）分の確定申告を要する場合には、本申立書を用いて申請できません。**

**注：雇用契約による給与収入（パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等を含む）がある場合は、申請できません。**

記

1. 申請者氏名等

(署名又は記名押印)	
(申請者住所)	(申請者電話番号)

2. 私（申請者）の令和元年（2019年）の収入金額は以下の通りです。

区分	収入金額
給与収入	円
その他の収入（区分・金額を記載）	

※収入金額は一の位まで記載すること。譲渡所得、一時所得、退職所得に係る収入は記載不要。

3. 申請者が確定申告を要しないことの確認

(チェック欄)

私（申請者）は、所得税法に規定する確定所得申告を要しない場合に該当します。
---------------------------------------

以上

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記2. 及び3. の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)
(事務所住所)	(税理士登録番号)

持続化給付金事務局 殿

(申請者住所)

(申請者氏名)

㊞

(申請者連絡先)

(契約者住所)

(契約者の名称又は氏名)

㊞

(契約者連絡先)

持続化給付金業務委託契約等契約申立書

●●(契約者の名称又は氏名)とその被雇用者ではない●●(申請者氏名)は、持続化給付金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、2019年1月1日から12月31日の間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。

なお、本申立てに偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45条)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。)を行い、申請した場合は、持続化給付金申請規定における不正受給等に該当するものとします。

記

1 業務委託契約等の内容

2 業務委託契約等の期間

3 業務委託契約等の報酬等

以上

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。

注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名又は記名押印を行うものとする。